

# 貝塚市小規模企業者資金融資 (市町村連携型)

貝塚市では、市内の小規模企業者の経営の安定と体質強化を図り中小企業の振興発展に資するため、事業活動に必要な資金について大阪信用保証協会の信用保証を付して融資のあっせんを行っています。

## 1. 利用資格について

本市の区域内において事業を営む小規模企業者であって、次の各号のいずれにも該当するかた。

- (1) 常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業および娯楽業を除く）は5人）以下の会社・組合・個人等
- (2) 原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を確認することができるもの
- (3) 引き続き6か月以上、同一の事業を同一の場所で営むもの
- (4) 大阪信用保証協会の保証を受けることができるもの
- (5) この融資を受けた資金を本市の区域内で営む事業に係る運転資金又は設備資金に利用するもの
- (6) その他市長が必要と認める要件をそなえるもの

## 【あっせん対象の除外】

次の各号のいずれかに該当するかた。

- (1) 農林漁業、金融保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行う者に限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業（公序良俗等の観点から問題がある場合）、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人（医業を主たる事業とする場合を除く）などの場合
- (2) 許認可等を要する事業を営むもので、その許認可等がないもの（申請中であって許認可等を受けることが確実なものを除く。）
- (3) 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していないもの（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）
- (4) 信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていないもの、また、それらの保証人となっているもの
- (5) 信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行があるもの、また、それらの保証人となっているもの
- (6) 暴力的不法行為者及び反社会的勢力が申込むもの、または申込に際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在しているもの
- (7) 市税を滞納しているもの
- (8) 創業後間もない等の理由により、事業に関する確定申告を行っていないもの
- (9) 事業の実態が把握できないもの
- (10) その他市長が不適当と認めるもの

●次のいずれにも該当するかたは、**特別小口企業者**となります。

中小企業信用保険法に定める

- ・業歴1年以上 ・他の保証付き融資を利用していない ・担保、保証人の提供がない
- ・常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は5人）以下
- ・事業にかかる所得税、事業税、府・市町村民税（所得割）のいずれかを完納している。（法人の場合は、法人税、法人府民税、法人市町村民税を含む）

●特別小口企業者については、新規事業資金での取り扱いができません。

●特別小口企業者については、特別小口保証対象となり、定率の信用保証料（年1.0%）となります。その際は、別途納税証明書が必要な場合

## 2. 融資限度額及び融資条件

### ◆融資限度額

一事業者について **600万円**まで

但し、既存の信用保証協会の保証付き融資の融資残高との合計が 2,000 万円を超える場合は利用できません。また、借り換えのための融資は利用できません。

### ◆融資条件

資金使途：**運転資金・設備資金**

※設備資金の場合、原則として設備実施の着手確認が必要となり、実地調査等の設備着手の確認を行う場合があります。

融資期間：**10年以内**

返済方法：毎月元金均等分割返済・据置期間 12 か月以内 融資期間 1 年以内の場合は一括返済等可

融資利率：**1.35%**（令和 8 年 4 月 1 日現在）固定金利

信用保証料率：大阪信用保証協会の定める料率

※保証料支払い後、上限 5 万円で市からの補助があります。

### ◆担保

原則として**不要**

### ◆連帯保証人

申込者が**個人**の場合：原則として**不要**

申込者が**法人**の場合：原則として法人代表者以外**不要**

申込者が**組合**の場合：原則として代表理事以外**不要**

※連帯保証人になっていただくかは、取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていないいただきます。

## 3. 取扱金融機関

池田泉州銀行（貝塚支店・東貝塚支店）

紀陽銀行（東貝塚支店・水間支店）

大阪信用金庫（貝塚支店・南貝塚支店）

## 4. 受付場所・時間

受付場所：貝塚市役所 2 階 産業戦略課（電話 072-433-7193）

受付時間：8：45～17：15（申請書類の提出については事前に予約をお願いします。）

・申込書類については、市役所産業戦略課まで受け取りに来てください。

・申込については、必ず申込者本人に来ていただく必要があります。

（委任状があっても代理のかたの申込はできません。また郵送による申込もできません。）

・申込については、運転免許証等、申込人の身分が確認できるものをご持参ください。

（確認のため番号を控えさせていただきます。）

※融資実行には、貝塚市・保証協会・金融機関による審査が必要です。また、必要があれば確認調査に訪問させていただきます。

## 5. 申込に必要な書類

必要書類（注－１）		部数	☑
1	信用保証委託申込書	1	
2	保証人等明細	1	
3	申込人（企業）概要（前回保証時から変更ない場合は省略可）	1	
4	資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	1	
5	同意書（注－２） ・保証協会用同意書 ・貝塚市用同意書 ・金融機関用同意書 ※取扱金融機関所定の様式の場合があります。	各1	
6	信用保証委託契約書（令和3年7月1日保証申込分より貸付実行時に作成のうえ提出）（注－３）	1	
7	事業計画書（計画内容が確認できる場合は他の計画書の準用可）	1	
8	新規事業計画書（注－４）	1	
9	貝塚市の市税に未納がないことが確認できる書類	1	
10	法人の場合 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの） ・保証協会用1通 ・貝塚市用1通（コピー可） ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	3	
	決算書および附属明細書（写） ※決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・貝塚市用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	3	
	確定申告書（写）【別表1、4、5等】（※1）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 （※2）申告を2期以上している場合は、直近2期分 ・保証協会用1通 ・貝塚市用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	3	
11	個人の場合 確定申告書（写）（※1）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 （※2）申告を2期以上している場合は、直近2期分 ・保証協会用1通 ・貝塚市用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	3	
12	印鑑証明（発行後3か月以内のもの）	申込人	1
		連帯保証人（法人代表者）等（注－２）	(1)
13	納税証明書等（注－５）（注－６）	1	
14	担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）	(1)	
15	担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格および時価を記載した説明書	(1)	
16	設備資金の場合、契約書（写）・見積書（写）等	(2)	
17	営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）	(2)	
18	申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（写し可、発行後3か月以内のもの）（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	(1)	
19	申込人（法人にあっては代表者）および連帯保証人が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認ができる住民票抄本（発行後3か月以内のもの）または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写しただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。	(1)	
20	小規模サポート資金申込に係る融資残高申告書	1	
21	「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明 ※経営者保証を提供しない場合は不要。ただし、作成者は事業者ではなく、受付機関とする。	(1)	
22	その他必要と認められる書類		

## 必要書類 注釈

注	注釈
1	<p>提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。</p> <p>「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示（運転免許証、印鑑登録証明書等）を求められることがあります。</p> <p>また、連帯保証人の印鑑証明書等を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。</p>
2	<p>申込人、連帯保証人、担保提供者から個別に提出が必要です。申込人以外のかたが担保を提供する場合は担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書および印鑑証明書が必要です。</p>
3	<p>運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間または据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要です。なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。</p>
4	<p>新規事業資金の場合、新規事業計画書（ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することが可能です。）が必要となります。</p> <p>新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小（廃止を含む。）し、現行事業とは別の新たな事業（総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。）を行う資金」をいいます。なお、現行事業および新たな事業がいずれも飲食店で、中分類の範囲内の場合は、同計画書を省略することができます。</p>
5	<p>同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。</p>
6	<p>納税証明書等は、次の中から選んでください。（いずれかの当該事業に係る納税証明書1通）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業税（事業税の納税証明書で「確定額、納付額および未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。）</li> <li>2. 所得税（その1またはその3）</li> <li>3. 法人税（その1またはその3）</li> <li>4. 府・市町村民税（当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書（ゼロ証明）による取り扱いが可能です。）</li> <li>5. 法人府民税</li> <li>6. 法人市町村民税</li> </ol> <p>なお、前記すべての証明書について、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類（当該事業に係るもの）を添付してください。</p> <p>また、新規担保提供での申し込みの場合は、担保提供者の納税証明書（所得税（その3）・消費税（その3）のいずれか）が必要です。</p>

★保証利用期間中に新たな決算期（申告期）が到来した場合、取扱金融機関または信用保証協会より決算書（申告書）等の提出の依頼がありますので、提出してください。

なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。